

参考資料

令和6年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 10 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 11 号	堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 12 号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5
議案第 13 号	堺市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 14 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第 15 号	堺市基金条例の一部を改正する条例	17
議案第 16 号	堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例	19
議案第 17 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	21
議案第 18 号	堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	27

議案第 19 号	堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 20 号	堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例	31
議案第 21 号	堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例	35
議案第 22 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第 23 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	47
議案第 24 号	堺市職員定数条例の一部を改正する条例	49
議案第 25 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	51
議案第 26 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	55
議案第 27 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	63

< 議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（個人番号の利用）</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関（法令又は他の条例若しくは市長その他の機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により <u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u> の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第 3 項において同じ。）が行う <u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u> とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長その他の執行機関は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度において、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号</p>	<p>（個人番号の利用）</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関（法令又は他の条例若しくは市長その他の機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により <u>特定個人番号利用事務</u> の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第 3 項において同じ。）が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長その他の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度において、<u>利用特定個人情報</u> であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用</u></p>

利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
4 2 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例による地方税の賦課徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
(略)		

特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
4 2 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)</u> に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
(略)		

<議案第11号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例>

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免除することについて必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免除することについて必要な事項を定める。</p>

< 議案第12号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 >

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況（<u>臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。</u>）に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p>

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）					
<p>（会計年度任用職員の育児休業等の取扱い）</p> <p>第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対しては、<u>第7条第2項</u>、第8条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 会計年度任用職員に対する<u>第7条第1項</u>、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（会計年度任用職員の育児休業等の取扱い）</p> <p>第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対しては、第8条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 会計年度任用職員に対する<u>第7条</u>、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第7条第1項	（略）	第7条第1項	（略）				
(追加)		第7条第2項	<table border="1"> <tr> <td>給与条例第24条第1項</td> <td>会計年度給与条例第10条第1項</td> </tr> <tr> <td>期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）</td> <td>期間</td> </tr> </table>	給与条例第24条第1項	会計年度給与条例第10条第1項	期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）	期間
		給与条例第24条第1項	会計年度給与条例第10条第1項				
期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）	期間						
第24条第1項	（略）	第24条第1項	（略）				
(略)		(略)					
3 (略)		3 (略)					

堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(適用除外)</p> <p>第36条（略）</p> <p>2 <u>第15条第2項、第17条第2項、第26条及び第9章の規定は、</u> 臨時的に任用された職員には適用しない。</p> <p>3 <u>第15条第2項、第17条第2項及び第9章の規定は、地公法第2</u> <u>2条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p>4 <u>第15条第2項及び第9章の規定は、地公法第22条の2第1項第</u> <u>2号に規定する会計年度任用職員には適用しない。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第36条（略）</p> <p>2 第26条及び第9章の規定は、臨時的に任用された職員には適用し ない。</p> <p>3 第9章の規定は、地公法<u>第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任 用職員には適用しない。</p> <p>(削る)</p>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況（<u>臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。</u>）に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p>

< 議案第13号 堺市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 1・2 （略）</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは<u>第29条第1項各号</u>に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 （略）</p> <p>（旅費の種類）</p> <p>第4条 1～4 （略）</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>（車賃）</p> <p>第11条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金及び指定料金による。</p> <p>（追加）</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第3条 1・2 （略）</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは<u>同法第29条第1項各号</u>に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 （略）</p> <p>（旅費の種類）</p> <p>第4条 1～4 （略）</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等又は<u>1キロメートル当たりの定額</u>により支給する。</p> <p>（車賃）</p> <p>第11条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金及び指定料金による。<u>ただし、公務上特に必要があると認められる場合として規則で定める場合に限り、1キロメートルにつき37円とする。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>

(大阪府内への旅行の旅費)

第18条 大阪府内（勤務地内における旅行を含む。）への旅行について、交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費額に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合は、これらの実費額に加えて、別表に定める日当及び第13条第1項に規定する宿泊料の額を支給する。

(大阪府内への旅行の旅費)

第18条 大阪府内（勤務地内における旅行を含む。）への旅行について、交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合は、これらの額に加えて、別表に定める日当及び第13条第1項に規定する宿泊料の額を支給する。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（旅費）</p> <p>第33条 職員の旅費については、堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の規定（同条例第26条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条例第4条第5項中「旅客運賃等」とあるのは「1キロメートル当たりの定額又は実費額」と、同条例第11条中「現に支払った旅客運賃、急行料金及び指定料金」とあるのは「1キロメートルにつき37円とする。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（旅費）</p> <p>第33条 職員の旅費については、堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の規定（同条例第26条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例の規定（<u>同条例第11条第1項ただし書の規定を除く。</u>）中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条例第4条第5項中「<u>旅客運賃等又は1キロメートル当たりの定額</u>」とあるのは「1キロメートル当たりの定額又は実費額」と、同条例第11条第1項中「<u>現に支払った旅客運賃、急行料金及び指定料金による</u>」とあるのは「1キロメートルにつき37円とする」と、<u>同項ただし書中「公務上特に必要があると認められる場合として規則で定める場合に限り、1キロメートルにつき37円とする」とあるのは「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による」と、同条例第2項中「前項ただし書の規定による車賃」とあるのは「車賃」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>

< 議案第 14 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第 2 条 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項、法第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは法第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第 120 条第 1 項若しくは法第 126 条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の</u>交付手数料 1 通 450 円（堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）第 14 条の 2 に規定する端末機（以下単に「端末機」という。）による申請に基づく交付にあつては、400 円）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第 2 条 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第 10 条第 1 項、法第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは法第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第 120 条第 1 項、<u>法第 120 条の 2 第 1 項</u>若しくは法第 126 条の規定に基づく<u>戸籍証明書の</u>交付手数料 1 通 450 円（堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）第 14 条の 2 に規定する端末機（以下単に「端末機」という。）による申請に基づく交付にあつては、400 円）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）本則の</u></p>

(3) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは法第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 750円

(4) (略)

(追加)

表8の項の3の総務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に係る手数料 1件 400円

(4) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは法第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項、法第120条の2第1項若しくは法第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料 1通 750円

(5) (略)

(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われ

(5)・(6) (略)

(7) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)又は法第126条の規定に基づく届出等に記載した事項に関する証明書の交付手数料 1通 350円

(8) 法第48条第2項の規定に基づく閲覧手数料 1件 350円

た場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に係る手数料 1件 700円

(7)・(8) (略)

(9) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは法第126条の規定に基づく届出等に記載した事項又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容に関する証明書の交付手数料 1通 350円

(10) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)又は法第120条の6第1項の規定に基づく閲覧手数料 1件 350円

< 議案第 15 号 堺市基金条例の一部を改正する条例 >

堺市基金条例（平成 26 年条例第 48 号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第 1 条関係）		別表（第 1 条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(略)		(略)	
堺市国際文化観光 基金	国際文化交流の推進や文化芸術・観光振興事業の資金 に充てるため	堺市国際文化観光 基金	国際交流、国際協力及び多文化共生施策の推進並びに 文化芸術・観光振興事業の資金に充てるため
(略)		(略)	

< 議案第 16 号 堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例 >

堺市環境影響評価条例（平成 18 年条例第 78 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（準備書説明会の開催等）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 第 17 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項中「方法書」とあるのは「準備書」と、<u>「第 1 種事業者」を「事業者」と</u>、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 27 条第 2 項において準用する第 3 項」と、同条第 5 項中「第 2 項」とあるのは「第 27 条第 2 項において準用する第 2 項」と、「第 16 条第 1 項」とあるのは「第 25 条第 1 項」と、「第 15 条第 1 項第 4 号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、<u>「方法書」とあるのは「準備書」と、「第 1 種事業者」を「事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表（<u>第 2 条関係</u>）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）<u>第 38 条第 3 項</u>に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業</p> <p>(5)～(24) （略）</p>	<p>（準備書説明会の開催等）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 第 17 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項中<u>「第 1 種事業者」とあるのは「事業者」と</u>、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 27 条第 2 項において準用する第 3 項」と、同条第 5 項中<u>「第 1 種事業者」とあるのは「事業者」と</u>、「第 2 項」とあるのは「第 27 条第 2 項において準用する第 2 項」と、<u>「方法書」とあるのは「準備書」と</u>、「第 16 条第 1 項」とあるのは「第 25 条第 1 項」と、「第 15 条第 1 項第 4 号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（<u>第 2 条、第 49 条関係</u>）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）<u>第 38 条第 2 項</u>に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業</p> <p>(5)～(24) （略）</p>

< 議案第17号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例 >

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40, 740円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58, 670円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>61, 110円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>73, 340円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>81, 480円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>96, 150円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下この条において「要保護者」という。)で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40, 500円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>59, 640円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>61, 420円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>80, 110円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>89, 010円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>105, 040円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下この条において「要保護者」という。)で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>

(7) 次のいずれかに該当する者 105,930円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 122,220円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 136,080円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 115,720円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 133,520円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 151,320円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 149, 930円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 163, 780円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 177, 630円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 188, 220円

(10) 次のいずれかに該当する者 169, 120円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 186, 930円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 204, 730円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 213, 630円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 198, 820円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 201, 260円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(追加)

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 222, 530円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 231, 430円

ア (略)

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 240, 330円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政

(追加)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 203,700円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,450円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,450円」とあるのは、「38,300円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,450円」とあるのは、「57,040円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後の資格取得等の場合における保険料の額の算定)

令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 249,230円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 267,030円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,370円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,370円」とあるのは、「41,840円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,370円」とあるのは、「60,980円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後の資格取得等の場合における保険料の額の算定)

第12条 1・2 (略)

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 (略)

第12条 1・2 (略)

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。

4 (略)

<議案第18号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例>

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（暴力団の排除）</p> <p>第11条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等の事業を行う事業所、基準該当事業所、法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等、<u>法第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センター及び<u>法第5条第28項</u>に規定する福祉ホームにおける堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条第5号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（暴力団の排除）</p> <p>第11条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等の事業を行う事業所、基準該当事業所、法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等、<u>法第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センター及び<u>同条第29項</u>に規定する福祉ホームにおける堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条第5号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。</p> <p>2 （略）</p>

<議案第19号 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第19号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（精神保健福祉等業務従事手当）</p> <p>第7条 精神保健福祉等業務従事手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）規則で定める職員で、精神障害者の自宅等において法第47条第1項の規定による<u>相談指導業務</u>（精神障害者からの相談に直接応じ、又は当該者に対し直接<u>指導する</u>場合に限る。）に従事するもの</p> <p>2 （略）</p>	<p>（精神保健福祉等業務従事手当）</p> <p>第7条 精神保健福祉等業務従事手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）規則で定める職員で、精神障害者の自宅等において法第47条第1項の規定による<u>相談援助業務</u>（精神障害者からの相談に直接応じ、又は当該者に対し直接<u>援助を行う</u>場合に限る。）に従事するもの</p> <p>2 （略）</p>

堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年条例第8号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告について必要な事項を定める。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 市長は、<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5に規定する事項について報告を求めることができる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告について必要な事項を定める。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 市長は、<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5に規定する事項について報告を求めることができる。</p>

<議案第20号 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例>

堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年条例第34号）新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）					
	(あ)	地区の区分	A地区	B地区		(あ)	地区の区分	A地区	B地区
	(い)	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2（に）項第2号に掲げる建築物（自動車修理工場を除く。） (2) 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうち、ラブホテル（堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。） (3) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築	(略)		(い)	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2（に）項第2号に掲げる建築物（自動車修理工場を除く。） (2) 法別表第2（に）項第4号に掲げるもののうち、ラブホテル（堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。） (3) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築	(略)

物（ぱちんこ屋及びゲームセンター（統計法第28条第1項の規定に基づく産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）第4項分類表の大分類N—生活関連サービス業、娯楽業の中分類80—娯楽業の小分類番号806の細分類番号8065に該当するものをいう。）を除く。）

物（ぱちんこ屋及びゲームセンター（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表に掲げる大分類N生活関連サービス業、娯楽業の中分類80娯楽業の小分類番号806の細分類番号8065に該当するものをいう。）を除く。）

堺市イノベーション投資促進条例（令和2年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（市税の不均一課税）</p> <p>第8条 1・2 （略）</p> <p>3 前2項の割合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第3条第1項各号のいずれかに該当する企業（同項第2号に該当する企業にあっては、都心地域において企業立地を行う場合に限る。）が、次のいずれかに該当する場合 3分の1</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第2（<u>第2条関係</u>）</p> <p>（略）</p> <p>別表第3（第2条関係）</p>	<p>（市税の不均一課税）</p> <p>第8条 1・2 （略）</p> <p>3 前2項の割合は、次のとおりとする。</p> <p>（1）第3条第1項各号のいずれかに該当する企業（同項第2号に該当する企業にあっては、<u>別表第2に定める</u>都心地域において企業立地を行う場合に限る。）が、次のいずれかに該当する場合 3分の1</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>別表第2（<u>第2条、第8条関係</u>）</p> <p>（略）</p> <p>別表第3（第2条関係）</p>
<p>統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）第4項分類表の大分類E—製造業及びG—情報通信業に該当する事業その他規則で定める事業（<u>同分類表</u>において細分類以下に分類されるものに限る。）</p>	<p>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表に掲げる大分類E製造業及びG情報通信業に該当する事業その他規則で定める事業（<u>同分類項目表</u>において細分類以下に分類されるものに限る。）</p>

<議案第21号 堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例>

堺市市民交流広場条例（平成27年条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる行為が、広場の管理上支障がなく、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）の利益にならず、又はなるおそれがないと認める場合に限り、許可を与えることができる。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p><u>（事業）</u></p> <p><u>第2条 広場は、次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 市民の交流活動の利用に供すること。</u></p> <p><u>(2) 市民の憩いの場の提供に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために市長が必要と認める事業</u></p> <p>（使用の許可）</p> <p>第3条 （略）</p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p>

3 (略)

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 (略)

(使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(追加)

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

2 (略)

(追加)

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。

3 (略)

(権利の譲渡等の禁止)

第4条 (略)

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(削る)

2 (略)

(特別の設備の設置)

第6条 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(追加)

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第7条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備、器具備品その他の物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

(追加)

第8条 使用者は、広場の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたとき

(使用料等)

第5条 広場の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、別表の左欄に掲げる行為のために広場を使用するとき（本市の主催又は共催による場合その他の市長が定める場合を除く。）は、同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める使用料を前納しなければならない。

(追加)

(追加)

3 (略)

(行為の禁止)

第6条 何人も、広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 広場の施設、附属設備、器具備品等を破損し、又は滅失する行為

は、使用した施設、附属設備、器具備品その他の物件を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第6条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することができる。

3 前2項の使用料は、市長が特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

5 (略)

(行為の禁止)

第10条 何人も、広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失する行為

(3)～(6) (略)

2 (略)

(入場の制限)

第7条 (略)

(損害の賠償)

第8条 (略)

(追加)

(追加)

(追加)

(3)～(6) (略)

2 (略)

(入場の制限)

第11条 (略)

(損害の賠償)

第12条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 広場の使用の許可その他の広場の運営に関する業務

(2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務

(3) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第15条 市長は、第13条の規定により指定管理者に広場の管理をさ

せようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。

(6) 管理経費の縮減が図られること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件
(公告)

第16条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第18条第1項の規定に

(追加)

(追加)

より指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第17条 市長は、広場の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

(追加)

第18条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により広場の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

(追加)

第19条 市長は、広場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたとき

(追加)

は、速やかにこれを公告するものとする。

4 広場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第20条 広場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第3条及び第5条の規定の例により行うこと。

(2) 使用時間及び休場日（次項において「使用時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

(追加)

(委任)

第9条 (略)

別表 (第5条関係)

1 基本料金

使用区分	使用料
物品の販売、食材の提供、商品の宣伝、展示又は販売その他営利を目的とする行為、業として写真、映画等を撮影する行為、興行	使用面積1平方メートルにつき1日10円

備考

- 1 使用料の算定の基礎となる使用面積について、1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 2 使用料の算定の基礎となる使用面積が1平方メートルに満た

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が使用時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第21条 指定管理者は、故意又は過失により広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 (略)

別表 (第9条、第19条関係)

1 基本料金

区分	面積	単位	使用料
堺市役所前広場	1,900平方メートル	全日	19,000円
堺地方合同庁舎前広場	800平方メートル	全日	8,000円

ないときは、1平方メートルとみなす。

2 特別に電気その他を使用する場合は、実費として市長が定める額を徴収する。

2 特別に電気その他を使用する場合は、実費として市長が算定する額を徴収する。

< 議案第 2 2 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 5 年条例第 4 号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会	(略)			堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会	(略)		
自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会	自由都市・堺 平和貢献賞の受賞候補者の推薦人の選定方針についての審議及び受賞候補者の選考についての審査に関する事務	5 人以内	2 年	(削る)			
堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	(略)			堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	(略)		
(略)				(略)			

堺市景観賞 選考委員会	(略)	堺市景観賞 選考委員会	(略)	堺旧港交流 空間創出事 業者選定委 員会	堺旧港交流空間創出事業に 係る事業者の選定について の審議及び審査に関する事 務	5人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
(追加)		堺市建設局 指定管理者 候補者選定 委員会	(略)				
堺市建設局 指定管理者 候補者選定 委員会	(略)	(略)					
(略)							
2・3 (略)		2・3 (略)					

<議案第23号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(66) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(67)・(68)</u> (略)</p> <p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物で、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に</p>	<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第33条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(66) (略)</p> <p><u>(67) 政令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の建築物の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料 1件 27,000円</u></p> <p><u>(68) 政令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の道路内の建築制限に係る特例認定申請手数料 1件 27,000円</u></p> <p><u>(69)・(70)</u> (略)</p> <p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物で、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基</p>

適合させなければならないものに係る前項第3号の規定の適用については、同号ア及びイ中「額」とあるのは「額に、428,100円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1)～(11) (略)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)～(9) (略)

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定に基づく認定に係る証明手数料 1件 200円

(11)～(15) (略)

2 (略)

準に適合させなければならないものに係る前項第3号の規定の適用については、同号ア及びイ中「額」とあるのは「額に、428,100円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1)～(11) (略)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)～(9) (略)

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定に基づく認定に係る証明手数料 1件 200円

(11)～(15) (略)

2 (略)

< 議案第 2 4 号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例 >

堺市職員定数条例（昭和 2 9 年条例第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の定数）</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10）消防職員 <u>1, 0 5 5 人</u></p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10）消防職員 <u>1, 0 9 7 人</u></p>

<議案第25号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例>

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（通則）</p> <p>第62条（略）</p> <p>2 <u>防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分に対するこの章の規定の適用においては、それぞれ別の防火対象物とみなす。</u></p> <p>3 <u>令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項（(16)項から(20)項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この章（第65条第1項第1号、第66条第1項第4号、第68条第1項及び第69条第1項を除く。）の規定の適用においては、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。</u></p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第65条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければ</p>	<p>（通則）</p> <p>第62条（略）</p> <p>2 <u>令第8条及び第9条の規定は、この章の規定の適用を受ける防火対象物について準用する。この場合において、令第8条中「この節」とあるのは「この章」と、令第9条中「この節（第12条第1項第3号及び第10号から第12号まで、第21条第1項第3号、第7号、第10号及び第14号、第21条の2第1項第5号、第22条第1項第6号及び第7号、第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号、第25条第1項第5号並びに第26条）」とあるのは「この章（第65条第1項第1号、第66条第1項第4号、第68条第1項及び第69条第1項）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第65条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければ</p>

ならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のものの(主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の階の部分の床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。なお、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては、当該数値の2倍の数値とする。)

2 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

ならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のものの(特定主要構造部が耐火構造であるか、又は主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの及び特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の階の部分の床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。なお、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては、当該数値の2倍の数値とする。)

2 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第68条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項イ(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(以下単に「小規模特定用途複合防火対象物」という。)に限る。)及びロに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積300平方メートル以上のもの

(2) (略)

2 (略)

第68条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項イ(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(以下単に「小規模特定用途複合防火対象物」という。)に限る。)及びロに掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積300平方メートル以上のもの

(2) (略)

2 (略)

<議案第26号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例>

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表第1（第2条関係） 消防法関係手数料				別表第1（第2条関係） 消防法関係手数料					
手数料を納付すべき者	区分			手数料の額	手数料を納付すべき者	区分			手数料の額
(略)				(略)					
2 法第11条 第1項前段の 規定に基づく 製造所、貯蔵 所又は取扱所 の設置の許可 を受けようと する者	(略)	貯蔵所	(略)	1件1,180,000円	2 法第11条 第1項前段の 規定に基づく 製造所、貯蔵 所又は取扱所 の設置の許可 を受けようと する者	(略)	貯蔵所	(略)	1件1,450,000円
	特定	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）第20条の4第2項第3号に規定する構造を有しなければなら	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの			特定	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）第20条の4第2項第3号に規定する構造を有しなければなら	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル以	
	貯蔵所	ない浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以	1件1,410,000円		貯蔵所	ない浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以	1件1,720,000円

き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならぬ浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)	上10,000	
	0キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が10,000円	1件1,590,000円
	0,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件1,950,000円
き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならぬ浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)	上100,000	
	000キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000円	1件2,270,000円
	000キロリットル以上200,	

き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならぬ浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)	上10,000	
	0キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が10,000円	1件1,920,000円
	0,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件2,360,000円
き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならぬ浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)	上100,000	
	000キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000円	1件2,740,000円
	000キロリットル以上200,	

000キロリ ットル未満の もの	
危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の もの	1件4,55 0,000円
危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の もの	1件5,82 0,000円
危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000 キロリットル	1件7,07 0,000円

000キロリ ットル未満の もの	
危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の もの	1件5,64 0,000円
危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の もの	1件7,24 0,000円
危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000 キロリットル	1件8,79 0,000円

以上のもの		
(略)		
別表第3 (第2条関係)		
高圧ガス保安法関係手数料		
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この表において「高圧法」という。)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可を受けようとする者	高圧法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件 31,000円
	(新設)	

以上のもの		
(略)		
別表第3 (第2条関係)		
高圧ガス保安法関係手数料		
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この表において「高圧法」という。)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可を受けようとする者	高圧法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件 31,000円
	高圧法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をす	1件 6,000円

高圧法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件	91,000円
(略)	(略)		
(略)			

るもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。)			
高圧法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。)	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件	91,000円
(略)	(略)		
(略)			

<p>5 高圧法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査を受けようとする者</p>	<p>高圧法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>1の項の区分に応じ、それぞれ同項に定める手数料の額の4分の3に相当する金額（高圧法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>	<p>5 高圧法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査を受けようとする者</p>	<p>高圧法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>1の項の区分に応じ、それぞれ同項に定める手数料の額の4分の3に相当する金額（高圧法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
--	--	--	--	--	--

(略)
(略)

(略)
(略)

<議案第27号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例>

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給水装置の管理）</p> <p>第17条 使用者又は所有者は、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理し、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者に対し、直ちに修繕その他必要な処置をするよう請求又は要請をしなければならない。ただし、第3号に規定する場所における法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更については、使用者又は所有者自らが修繕その他必要な処置をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>（給水装置の管理）</p> <p>第17条 使用者又は所有者は、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理し、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者に対し、直ちに修繕その他必要な処置をするよう請求又は要請をしなければならない。ただし、第3号に規定する場所における法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更については、使用者又は所有者自らが修繕その他必要な処置をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

**令和6年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

令和6年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-23-0059

